

島根県がん対策推進条例

平成18年9月29日
島根県条例 第48号

(目的)

第1条 この条例は、がんが県民の疾病による死亡の最大の原因となっている等がんが県民の生命及び健康にとって重大な問題となっている現状にかんがみ、質の高いがん医療（科学的な知見に基づく適切ながんに係る医療をいう。以下同じ。）の実現並びにがんの予防及び早期発見の推進を図るため、がん対策を総合的に推進することを目的とする。

(がん医療の水準の向上)

第2条 県は、がん診療連携拠点病院（厚生労働省が定める指針に基づき厚生労働大臣が指定する病院をいう。以下同じ。）その他の医療機関等の間における連携協力体制を整備すること、医療機関におけるがん医療を提供する体制の強化を支援すること、医療機関に対してがん医療に関する情報を提供することその他の県内におけるがん医療の水準の向上のために必要な施策を講ずるものとする。

(県民に対するがん医療に関する情報の提供)

第3条 県は、県民に対して県内のがん診療連携拠点病院のがん医療に関する機能その他のがん医療に関する情報の提供を行うために必要な施策を講ずるものとする。

(がんの予防及び早期発見の推進)

第4条 県は、喫煙、食生活、運動その他の生活習慣及び生活環境が健康に及ぼす影響に関する啓発及び知識の普及その他のがんの予防の推進のために必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、がんの早期発見に資するよう、がん検診の方法等の検討、がん検診に携わる医療従事者に対する研修の機会の確保その他のがん検診の質の向上等を図るために必要な施策を講ずるとともに、県民のがん検診の受診率の向上を図るために必要な施策を講ずるものとする。

(緩和ケアの推進)

第5条 県は、地域における緩和ケア（疾病による身体的な苦痛並びに精神的及び社会的な不安の軽減を主たる目的とする医療、看護その他の行為をいう。以下この条において同じ。）に関する関係機関及び関係団体の間における連携協力体制の整備の支援その他のがん患者に対する緩和ケアを推進するために必要な施策を講ずるものとする。

(患者会等の活動の支援)

第6条 県は、がん患者、その家族等により構成される県内の民間団体（第8条において「患者会等」という。）が行うがん患者の療養生活及びその家族の生活に対する活動を支援するために必要な施策を講ずるものとする。

(県民の理解及び関心を深めるための施策)

第7条 県は、県民のがん対策に関する理解及び関心を深めるため、広報活動その他の必要な施策を講ずるものとする。

(国等との連携)

第8条 県は、国、市町村、医療関係団体、医療機関、患者会等その他の関係機関及び関係団体との連携を図りつつ、がん対策を推進するものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。